

亀山市告示第182号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じて最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。

令和5年11月30日

亀山市長 櫻井 義之

1 指定する道路

道路の種類	路線番号	路線名	指定する区間
市道	20103	小野白木線	亀山市小野町字北谷673番地3 地内から亀山市白木町字西大谷 1808番3地先まで
市道	21356	工業団地14号 線	亀山市関町白木一色字山田709 番3地先から亀山市関町白木一色 字山田646番20地内まで
市道	21397	道野太岡寺側道 3号線	亀山市布気町字高塚800番9地 先から亀山市布気町字高塚802 番3地内まで

2 指定する期日 令和5年11月30日